

## なぜ「家族」がないと困るのか？

私たちはそれぞれ一個の独立した人間であるのに、なぜ老齢期に差し掛かってくると、「家族」がないために困ることが出てくるのでしょうか。

人間がその権利と義務を持ち得る主体となる期間は、出生から死亡まで・・・という法律の考え方が、その一因となっているかもしれません。「死人に口なし」とはよく言ったもので、人間は亡くなった後に、自分の権利を主張することは出来ないのです。

でもだからといって、生きている間に持っていたその人の権利が、死亡とともに消えて無くなるわけではありません。日本の法律では、生きている間に持っていた権利も義務も、死亡とともに「相続人」に引き継がれて存続するという考え方を採用しています。

さらに、生きている間であっても、その人が意思能力を失っている状況にあるときは、自らの力で意思決定をすることができず、他の責任を取ることが出来る「誰か」が、その人の意思決定の支援をしなければなりません。

つまり、若い人たちに比べて病気になるリスクも、そして遠くない将来に亡くなるリスクも高い高齢者と、何らかの取引をしようとする事業者には、その高齢者の「相続人」（つまり、家族・親族）に関わってもらうことで、トラブルを未然に防ごうというインセンティブが働くのです。こうした傾向は、家族のカタチや絆が変容してきたと盛んに言われている最近でも、少なくなるどころか逆に強まってきているのが現状です。

「そんな人、私には居ない」と悲嘆しないでください。生活を共にしているような身近な「相続人」（家族・親族）が、いつでも呼べばすぐ来てくれるという高齢者は、年を追うごとに減少の一途を辿ってゆくでしょう。

解決策としては、①高齢者と取引をしようとするすべての事業者（病院や老人ホームも含みます）が、その高齢者の意思決定に関わってくれる家族や親族が居なくてもよしとするか、②家族や親族以外の人や団体が、高齢者の意思決定に関わることが出来るようになるか、このどちらかしかありません。

①の解決策の方が簡単そうに思えますが、これは事業者にとってはリスク負担が大きすぎて、持続可能性を考えれば受け入れがたいのではないのでしょうか。

日本社会全体として、頼れる家族や親族が居なくても老齢期を迎えられるように、②の解決策を誰もが選択できる仕組みづくりが急務となっています。

そして近年、さかんに多様性を認め合う風潮が日本社会でも根付きつつあるにも関わらず、どこにいてもすぐに「ご家族は？」「お子さんは？」と平気で質問されてしまう現実にも、一石を投じなければならないと思っています。

堂々と胸を張って「私は家族に頼らないおひとりさま」として、当たり前前に老後とその先を迎えられる世の中にしていきましょう。